第三十六条第一項第三号ハ中「第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の」を「第二十九条の九各号に掲げる」に改める。

第三十七条の四第三号ロ中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削る。

附　則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百三十八号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令を制定する。

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の六の項（六）を削る。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項（十二）中「に使用することができる液体」を「の液体」に改める。

別表第一の一四の項（八）を次のように改める。

（八）　削除

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○農林水産省令第七十九号

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十七号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

農林水産大臣　野上浩太郎

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十七号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十七号ロの法人を定める省令（平成二十八年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第二条第十七号ロ」を「第二条第十八号ロ」に改める。

附　則

この省令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

○国土交通省令第九十二号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十七条第一項第六号及び第八十一条第三項並びに都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十九条の九第五号の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

都市再生特別措置法施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都市計画法施行規則の特例） **第三十九条**　（略） 2・3　（略） 4　法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合においては、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第四十条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第	（都市計画法施行規則の特例） **第三十九条**　（略） 2・3　（略） 4　法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合においては、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第三十八条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第